

財関第1413号  
平成20年12月2日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡博

### 関税法基本通達等の一部改正について

包括事前審査制度について(平成12年3月31日蔵関第245号)の廃止等に伴い、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)等の一部を下記のとおり改正し、平成21年1月1日(下記第5から第8までについては、平成20年12月2日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 通関業法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第105号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 武器等の輸出規制に係る審査等の充実強化について(昭和56年6月12日蔵関第671号)の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成11年10月7日蔵関第801号)の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）の一部を次のように改正する。

別紙 5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 6 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）についての一部を次のように改正する。

別紙 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 7 輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）の一部を次のように改正する。

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 8 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）の一部を次のように改正する。

別紙 8 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 9 予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 10 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日蔵関第 781 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 11 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）の一部を次のように改正する。

別紙 11 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。